退職給付の従業員へのインセンティブ効果(上)

退職給付(退職金・企業年金)が、従業員の長期勤続、早期退職に与えるインセンティブ効果を、2回にわたって分析する。今回は、モデル退職金をもとに、従業員の長期勤続を促進する効果について、「債券理論」を用いて、米国と比較してみた。

わが国の退職給付制度については、一般に、従業員の企業定着を高める目的で導入されている。 勤続とともに支給率がS字カーブにしたがって上昇し、退職給付額も増加するため、年功序列 賃金制度とともに、長期勤続を優遇する制度と考えられている。

一方、米国の給付建て年金制度では、エリサ法により、長期勤続を過度に優遇するような設計 (バック・ローディング) が禁じられている。米国で、このような年金制度の長期勤続、早期 引退促進効果に着目した研究が、数多く行われているのは、①長期雇用形態に理論的な関心が あること、②企業が定年退職制を法的に禁止されており、給付建て年金制度を引退促進ツール に活用していること、などが背景として挙げられるだろう。

「給付建て年金制度が、従業員に対して、同一企業で長期勤続するインセンティブを与える」 ことを説明する試みの1つに「債券理論」がある。これは、給付建て年金制度の下で、「在職 価値」と「脱退価値」の差(図1)は、従業員が「企業から割引債を引き受ける」という内容 の雇用条件を認めているのと同じ、と考えるものである。

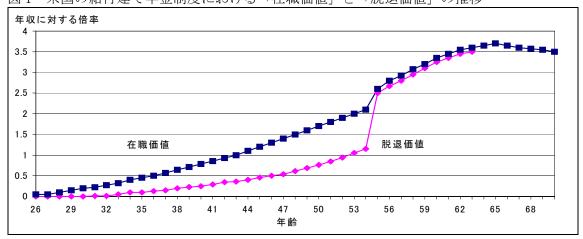


図1 米国の給付建て年金制度における「在職価値」と「脱退価値」の推移

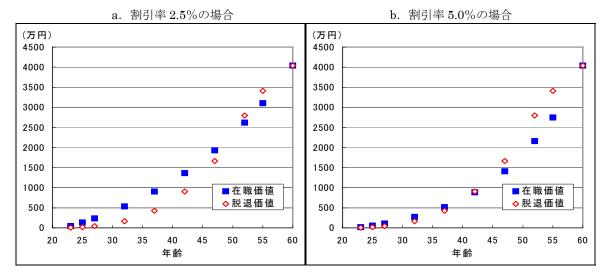
(出所)ワトソン・ワイアット (Watson Wyatt)

McGill,Dan M., Kyle N.Brown, John J.Haley, and Sylvester J.Schieber, 「Fundamentals of Private Pensions, seventh edition, University of Pennsylvania Press,1996」の第 20 章から引用。

(注)大規模な給付建て年金制度(米国ワトソン・ワイアット社が、1993年に米国の431社を調査)の下で、 仮想的な従業員について、在職価値と脱退価値の平均(年収に対する倍率)を表している。なお、在職 価値と脱退価値の差が急激に縮小する55歳は、早期引退資格(通常引退年齢である65歳になる前に、 年金受給が可能)を得る年齢である。 すなわち、給付建て年金制度があるために、従業員は、このような債券を強制的に引き受けることになる。そして、一定年齢到達時に債券の償還益を得るために、従業員は、同一企業の下に留まらなければならなくなるのである。このように、給付建て年金制度が、長期にわたって企業に留まろうとする従業員(特に、企業が長期勤続を勧めたい従業員)を惹きつけて、保持する機能を果たす、と考えるものである。

次に、わが国の年齢別のモデル退職金(中央労働委員会事務局調査「退職金、年金及び定年制事情調査-平成6年版-」)に「債券理論」を適用してみると、割引率(注:ここでは、年金資産等の期待リターンではなく、従業員の要求リターンを意味する。)が低ければ、従業員の長期勤続を促進する効果があることが分かる(図 2-a)。

図2 日本のモデル退職金(自己都合+定年)における「在職価値」と「脱退価値」の推移



(注)ここでは、現在 23 歳(勤続1年)の従業員につき、将来のある年齢時点における在職価値と脱退価値を推定している。例えば、42 歳時の「在職価値」は、60 歳時の予想退職金(ベア率1%と仮定)を割引計算し、勤続年数で按分(20年/38年)して求めている(死亡率等は考慮していない)。モデル退職金とは、学校卒業後直ちに入社し、標準的に昇進した者が、設定したモデル条件(性、学歴、年齢、勤続年数等)で退職した場合の退職金。一時金と年金双方の制度がある場合、年金現価額を含む。当該データは、資本金5億円以上、従業員1,000人以上で、中央労働委員会の調停対象になる可能性をもつ大企業526社のうち、回答のあった384社が対象。

ただし、わが国では、「脱退価値」は「退職時の算定基礎給×支給率」で計算された自己都合 退職金で、通常、退職時に即時支給されるため、割引率の影響を受けない。そのため、割引率 や昇給率次第で、「在職価値」と「脱退価値」の一致(あるいは逆転)年齢が大きく変化し、 (図 2-b)のように、「退職給付の支給率がS字カーブであるのに、若・中年齢従業員に対して、 長期勤続促進効果が生じない」場合もあることには、注意が必要である。

次回は、退職給付が従業員の早期退職を促進する効果について、分析する。